

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第70号 本巢消防事務組合からの脱退について
- 日程第3 議案第71号 本巢消防事務組合からの脱退に伴う財産処分について
- 日程第4 議案第72号 西濃環境整備組合規約の変更について
- 日程第5 議案第73号 瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第74号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第75号 瑞穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第76号 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第77号 瑞穂市障害者生活訓練場条例の制定について
- 日程第10 議案第78号 瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第79号 平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第80号 平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第81号 平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第82号 平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第83号 瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第84号 瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第85号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第86号 平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第87号 平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第88号 平成19年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	若園五朗
3番	浅野楔雄	4番	堀武
5番	吉村武弘	6番	小川勝範
7番	藤橋礼治	8番	熊谷祐子
9番	山田隆義	10番	広瀬時男
11番	小寺徹	12番	松野藤四郎
13番	山本訓男	14番	桜木ゆう子
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	広瀬捨男

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	教育長 職務代理者	福野正
市長公室長	広瀬幸四郎	総務部長	新田年一
市民部長	青木輝夫	都市整備部長	松尾治幸
調整監	後藤仲夫	水道部長	河合信
会計管理者	奥田尚道		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	棚瀬敦夫
--------	------	----	------

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 諸般の報告

議長（藤橋礼治君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

お手元に配付しましたとおり、本日、市長から 6 件の議案を受理しましたので、報告します。

1 件目は、議案第83号瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、2 件目は、議案第84号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、3 件目は、議案第85号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、4 件目は、議案第86号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第 4 号）、5 件目は、議案第87号平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、6 件目は、議案第88号平成19年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第 1 号）です。これらについては、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第70号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第 2、議案第70号本巢消防事務組合からの脱退についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 3 議案第71号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第 3、議案第71号本巢消防事務組合からの脱退に伴う財産処分についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第72号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第72号西濃環境整備組合規約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第73号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第5、議案第73号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 本議案につきましては、4月の市長選のマニフェストで、堀市長はこう述べられております。松野市政は、議会や住民の声には全く耳を傾けない、場当たりのワンマン行政そのもの。こう批判をされた上で、市民の声を十分反映させ、市民のために誠心誠意全力を尽くして働く姿勢を確立します、こういうふうに誓約をされているわけでありまして、だとしても、機構改革に当たっては、かかる観点を踏まえて策定をされたものと推測をするわけですが、そこで、機構改革とマニフェストとの整合性についてお聞きをしたいと思う。それはどういう観点からかといいますと、今、冒頭に申し上げました、市長自身が市民参加、あるいは市民協働ということを強調されておられたわけでありまして、しからば、今回のこの機構改革によりまして、どこの部の、どこの課に、どういう形でかかる観点が具体化をされているのか、そのことをまずお聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えをしたいと思います。

今回の機構改革は、提案説明でも申し上げましたように、合併をいたしまして4年何ヵ月経

過をいたしております。この年度末にはちょうど5年という一つの節目を迎えるわけでございます。いずれにしましても、この機構におきましては合併のときにつくられたものでございまして、やはり5年間経過してまいりますといろいろなことがございます。そんな中におきまして、今回、特に市民部におきまして、後期高齢者医療制度がとり行われます。また、特定健診といひまして、40歳以上の健康診断が義務づけをされるといった関係もございまして、市民部の事業がさらに拡大をいたします。でありますから、今の体制ではとても対応が、もっと細分化してということで、市民部を市民部と福祉部に分けるということにさせていただいております。

また、これまでの行政の機構からいしまして、税の関係におきまして、税務課を総務部に置いておりますが、これを市民部の方へ移しまして、国民健康保険税の関係の横の連携をとる、また収納率を上げるというようなところから、こちらに移させていただいております。

また、総務部におきまして、今、給与関係だけが総務部でございます。人事は市長公室でやっております。これはやはりどうしても一体化しなくては、なかなか事務的にいろんな弊害も出ております。そんなところから、そういったことを一体にさせていただく。そういう意味合いにおいて、機構改革を、実は最も住民のサービス向上のため、スピーディーに対応できる。そういうために、職員みずから、自分たちがどうしたらいいか、しっかりと検討をしてやってほしいと、こういう指示をさせていただきました。それに基づきまして、8月ぐらいから順次進めてまいりました。何回も何回も部長会にも諮ってまいりまして、ようやくその姿が見えてきたわけでございます。

そんな中におきまして、西岡議員の言われますマニフェストとの整合性はどうかということでございます。マニフェストのことにつきましては、これから推進すべきプログラムもつくっております。今度新しい体制の中で、引き続いて、新たな気持ちをもって取り組んでまいりたい、このように思っておるところでございますので、御理解をいただきますようによろしくお願いをいたします。以上でお答えとさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） いろいろ福祉部の創設とか、住民のニーズにこたえる体制を確立していかうということの姿勢等も評価できるわけでありましてけれども、ただ問題は、1点の観点からだけ、今、私質問させていただいておりますけれども、市民参加とか市民協働という問題は、単なる言葉の羅列ではだめだと思っております。総務常任委員会協議会の中で出されております瑞穂市の組織改革の説明を見ましても、市民参加の協働のまちづくりとか、スピーディーに対応するとか、効率的な市役所をつくり上げていくとか、市民窓口サービスを充実しますとか、いろいろなことが書かれておるわけでありましてけれども、やはり政策立案、そしてその実践、そ

して総括、それを踏まえての政策へのフィードバック、こういう全体的な体系の中で、今、私が申し上げている市民参加、あるいは市民協働をどう具体化させていくのか、このことだと思うんですね。そのことが、どう具体化されているかという一つの観点からの質問であったわけですが、例えばほかの自治体等を見ましても、その機構の中で、要するに市民と協働する、市民との協働の課というようなものもつくったりされておるわけなんです。要するに問題は、そういう具体化をするということは、政策的にも住民参加の手段です。例えば審議会であるとか、あるいはもちろん広聴会の問題、それからパブリックコメントの問題、さらには住民投票の問題等々が今の観点から具体的に出てくるわけなんです。そういうものを機構の中にどのように位置づけていくのか、あるいは取り入れていくのかということが私は大事だというふうに思うんですね。ですから、そういうことと関係なしに、単なる組織の名前や、ちょっとどこをどこかに持っていくという、そのことによって効率化を図るんだということだけではなくて、本当に市民協働、市民参加を担保するための具体的なものとして、今申し上げたようなものを並行的につくり上げていく。こういうことがなければ、行政と、そして市民とセットになった協働の行政推進体制というものは、なかなか確立をするのは難しい。つまり、一番市長が強調された点が、単なる言葉の羅列ではなくて、繰り返しますけれども、どう具体化するか。このことが問われてくると思います。ですから、こういう大きな組織、部の名前等についてはそれとしても、その中身ですね。中身をどう補強していくかという観点から、今、私の申し上げた点について、今後どういうふうに具体化されていくかについて、ちょっとお聞きをしておきたいと思うんですね。

それから、市民相談云々ということに関して申し上げますと、やはり行政というのは縦割りで、例えば我々も住民相談を受けて、固定資産税が払えないという、また別の課に行く。それから、国民健康保険税が滞納しておって困っておると、また別の課に行くというふうに、いろいろあちこち回るわけですが、市民が生活をするということは、揺りかごから墓場まで、行政の機構の縦割りで解決できずに、やはり一つの体の中で悩み、考え、苦しみながら生きているのが現実の人間の姿だと思うんですね。ですから、そういう方が相談に行ったときに、一括して総合的に相談を受け付けるような、そういう恒常的な相談の窓口といえますか、縦割りでなくて、横割りの組織をつくるか、あるいはまた情報公開につきましても、情報公開室、課までいなくても、情報公開室ぐらいのものを独自のつくるとかということによって、本当に情報公開というものが地方自治をつくり上げていく上において、住民側の権利として、いかに大事なものであるかを住民の中に育て上げていく。こういうこともやはり大事だと思うんですね。そのためには、そういう客観的な基盤というものがなければ、なかなかそういう意識をつくり上げていくことは困難であるというふうに思いますので、よりこの機構改革を具体化させていく、より実質化させていくという意味において、ひとつ市長の

考えをただしておきたいと思います。以上であります。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私、6月から就任をさせていただいておるところでございます。マニフェストにいろいろ掲げさせていただいておりますが、私が掲げさせていただいておるまちづくりは、いつも申し上げておるところでございますが、いろんな市町と比較しまして突出したことを掲げておることは、これという大きなことは何もございません。一般的な、やはり今の現況、よその市町並みにいろんなことをしたいということで具体的なことを取り上げてしております。そういった事業をまず市としては、やはり将来に向けて、これだけということはやっていかななくてはいけない。そういったことをマニフェストに掲げさせていただいております。そういった事業がスムーズに進めるような、そういった体制は今度の機構改革でできていくと私は確信をいたしておりますし、今、西岡議員から、全体像につきまして、やはりそれをどういう形で広聴会、審議会、パブリックコメント等々、今いろいろお話をいただきました。していくかということでございますが、やはりそれぞれのそういう全体の中におきまして、事業がでございます。そういったことについて、各課、各部の連携をいかにうまくとって、そして一般市民を巻き込んでのまちづくりがきちっとできていくということをいかにやっていくかということこれから考えて、取り組んでいきたいというところでございますので、今いろいろ御指摘がございましたことを十分踏まえて、新しい機構の中で取り組んでまいりたいと思っておりますので、ひとつ御理解をいただきますようお願いを申し上げたいと思っております。

具体的に、今どういうふうということではなく、この新しい機構の中で、御指摘がありましたことをしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願い申し上げます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 8番 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 議席番号8番、改革の熊谷祐子です。

私は、議案第73号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、総括質疑をさせていただきます。

3点質問をさせていただきますが、まず初めは、今、西岡議員も言われましたが、市長に関連しますが、私の言葉で申し上げれば、市長公室の改革についてです。

秘書広報課と企画財政課というのを新しく持ってきてまして、この2課にする案ですね。それで、秘書広報課の中に自治会に関する事項を持ってきました。わざわざ自治会に関する事項を市長公室に持ってきた意図というのは、今までの執行部の御説明と私の解釈からいきますと、まさに堀孝正新市長のマニフェストにある、市民の声を十分反映させ、職員の意見も取り上げ、透明性、公平性のある行政を推進しますと。これを実現するために、ここに自治会関係を持っ

てきたのではないかと。まちづくり提案箱というのが、年間200通、今来ていますが、これからもっとふえると思うんですが、このまちづくり提案箱等、市民からの個人の意見、または自治会からの意見なども全部ここに集中させると聞いております。実は今までこの市長公室でやっていたわけですが、わざわざ自治会をここへ位置づけたということは、私といたしましては、市民との協働をここで集中的にしたいということのあらわれではないかと受け取っています。プラス企画財政課の、財政を基本とした企画というものをここへ持ってきたということも、あわせて市民の声をよく聞いて、市民と一緒に市政を具体的に企画していきたいということのあらわれだと私は解釈いたしました、いかがでしょうか。

もしそうであれば、ぜひ「秘書広報課」という名前は「まちづくり課」という名前に改称、改編していただきたい。名前を変えていただきたい。この方が、先ほど西岡議員が言われた、もっと市長公約の市民との協働というのを非常にわかりやすく強くアピールできる。市長からのメッセージとして、具体的に市民に送り届けることができる。そして、これもまた、西岡議員が先ほど、市民協働のマニフェスト実行の市民の意識をつくる具体的な場が必要だと言われましたが、私としましては、組織改革のこの点ですね。自治会関係をここへ持ってきたというのはそれを感じましたので、それでしたら、具体的にまちづくり課という名前に変えられたらいかがでしょうか。部長会議で何度も検討されたものをここで申し上げるのは、かなりまた話し合わなければならないのでちょっと難点かなと思いますが、ぜひよろしく願います。

市民からの個々の声を出すのもまちづくり提案箱、電話とかファクスも全部ここに公文書としてまとめられるわけですね。まさにまちづくり提案箱という名前がついております。

それから、私は1期4年、議員をさせていただいていますが、1年目の議員研修は大変すばらしいものでした。草津に行きましたときに、草津のことを調べましたら、これは草津のホームページでございますが、草津はまちづくり課というのをつくっていて、まちづくり市民会議を区、自治会と同じかちょっとわかりませんが、区ごとにつくり、意見を吸い上げ、しかも小さいものらしいですが、まちづくりセンターという建物もある。この「まちづくり」という言葉をしっかり位置づけています。ということで、まず1点目は、秘書広報課というのはいかにも前政権そのままの名前で、上から下に広報をおろすという感は全くそのとおりで、一掃できないと思います。市民との協働というイメージは全くこの課の名前にはございませんので、企画というものをここへ持ってきたこととあわせて、まちづくり課というふうに名前を変えていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。あとは自席で願います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

マニフェストのお話が出ておりますが、実は私、市民の声を聞きます。また、職員の声も吸い上げて、聞いていきますということをお約束しております。今回のこの機構改革は、実際の



ろんな事業を進めるに当たりましては、やはり事務的なことは職員がやるわけでございますので、職員、あなたたちがやるんですから、本当にやりやすいように、また意見が出しやすいように、そして進めやすいように、しっかりと検討してくれ。このことでは、私は本当にごく一部のことで、すべて職員が何回も何回も、ここに職員の意見としましてまとめたものがたくさんございます。それぞれの課で、セクションで話し合いをしまして、そしてまとめ上げてきたのが今回の案でございます。

そんな中におきまして、今、熊谷議員からございましたように、今回、市長公室の方へ自治会を持ってまいりました。これは今まで市民部でございましたけれども、やはりほとんど住民とのパイプ役になっていただきますのは自治会でございますので、ここの意見を十分吸い上げたいということでございます。実は自治会に、私、政策の説明もさせていただきました。「今まで、かつて何年か自治会長をやっておるけれども、こういった政策的な話は一遍も聞いたことがない。その政策の内容がよくわかりました。しっかり頑張って、信念を持ってやってほしい」ということも多くの自治会長から聞いて、心強く思ったところでございます。いずれにしても、市長公室の方へ自治会を今度は入れてまいりました。これで住民のパイプ役であります自治会長さんと十分政策的なことも話し合っ、そういう中から、また一般個人の話を一人ひとり取り上げたら、なかなか到底できんもんであります。もちろん事業によっては審議会なんかをお願いを申し上げて、一般市民から公募しまして、そしていろいろ進めるということが大事でございます。そういったことが本当にうまくいくように、今回の機構改革、職員にしっかりそこら辺を踏まえて、ひとつ考えてほしいということででき上がったのがこういうところでございます。

そんな中におきまして、これまでの秘書広報課では市民協働のまちづくりのことがわかりにくいという熊谷議員さんの御質問でございます。まちづくり課というふうなお話がございました。まちづくり、ハード面、ソフト面、いろいろあるわけで、すべてがまちづくりでございますので、ここでまちづくり課というのは確かにいい案だとは思いますが、いろいろあります。ここですべてやるわけではありませぬので、そこら辺があつて、私もちょっと名前が、事業をここに入れますと、各セクションの方に回ってまいります。すべてそれもまちづくりでございますので、ここにまちづくり課という、それはここで企画いたしますのでそういうことをおっしゃったと思いますが、このことにおきましてはもう少し話し合っ、考えていきたいと思つたので、ここでは、秘書広報課を即まちづくり課にさせていただきますということはお答えできません。少し検討させていただきたいと思つておるところでございます。

いずれにしても、何回も申し上げますが、この機構改革、これからはそれぞれの所管の部長に答弁させますが、しっかりいろんな意を酌みまして機構改革いたし、こういった提案をさせていただきますので、よろしくお願ひを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 職員の声をよく聞いてと。よく話し合われて、秘書広報課というこの案が出たものと受けとめました。とすれば、ここにお並びの各部長級の皆様、ぜひまちづくり課というのを検討していただきたいと思いますが、お二方だけお考えをお聞きしてもよろしゅうございますか。新田総務部長と広瀬幸四郎市長公室長さんに、今までこういう話し合いを部長会議でしたことがあるのかということと、今、議員というのは市民の代表で、職員と市民の両方の声を聞いて市長はお決めになるわけですから、議員として、市民の代表としての声でございますが、どのようにお考えか、お二方に御答弁を求めてよろしいでしょうか。お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） では、熊谷議員さんの質問にお答えします。

組織改革を行う上で一番大事なことは、やっぱり職員の意見も大事ですが、過去の例からいいますと、まず専門家の意見を聞くことも大事ということもある本には書いてあります。その中で、今回私どもが組織改革しましたのは、8月7日なんです、そのときに初めて部長会議で後期高齢者、また特定健診ということがありましたので、それに基づいて一部組織を変えたいということで職員の意見を聞きました。それに基づきまして、ずうっといろんな下の方まで意見を聞きながら、どこをどうしたらいいか、事務はどこをいざけたらいいかということ調整しながら今まで進めてまいりました。組織改革は本当に大変難しいと思っておるんです。それぞれいいところもあれば、悪いところもありますが、またその悪いところをどうするかということも組織の中で考えていかななくてはなりませんので、一概に単純に答えは出せないんですが、先ほどのまちづくりにつきましても、まちづくりはすべてがまちづくりですから、行政の仕事はまちづくりもあるし、人づくりもあります。物づくりもありますので、それらを本当に踏まえた考え方で、名前じゃなくて、動かし方ということをも十分検討しながら進めてきました。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 新田年一君。

総務部長（新田年一君） 熊谷議員の御指摘されましたまちづくり課の名称につきましては、市民相談総合窓口ですね。職員の総合的な相談窓口の設置について、あるいはまちづくり課という名称も具体的に部長会議でも出ました。特に反対の理由というのはその場ではなかったわけですが、都市整備の関係もありまして、市民の方にわかっただけのような内容となると、まちづくりとなると、ハード面の連想があるというようなこともありまして、秘書広報課におさまったというような経緯があるというふうに認識をしております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 先ほどの御答弁で、市長は、採用しないという結論ではなかったのですが、私は組織改革の仕方には及んでいません。ただの言葉だけですので、組織改革は難しいというのを広瀬幸四郎市長公室長からは答弁いただきましたが、組織改革をし直すようなことは私は言っておりません。名前だけです。

名前、ネーミングというのは非常に重要です。名前だけの問題ではないというふうに言われましたが、ネーミング、言葉で議員も市長も市役所も市民に物を伝える。意識改革、すべて伝えるわけですから、もっとネーミング、名前の大切さを認識していただきたいと思います。

もう1点、すべてがまちづくりであるし、まちづくり課というのはハード、都市整備に関係したことが多いという2点、反論がございましたが、であれば、まちづくり課という課を最近はいろいろなまちでつくっていますが、では、どうしてそういうまちはわざわざこういう名前の課を設けたのでしょうか。そういう課でも考え方は同じはずだと思います。つまり市民協働、市民からの意見をまちづくり課で取り上げ、そして今度は具体的には各課へおろすということだと思いますので、ぜひもう一度、話し合っていたきたいと思います。

次に第2点目ですが、福祉部というのを創設し、9部あったのを10部にされました。わざわざ福祉部という部をつくったということの意気込みと伺いますが、堀市長の改革に寄せる強いメッセージがあると思いますが、地方自治法のたしか第2条だと思いますが、地方自治体の目的は福祉にありということが地方自治法の最初に規定されております。ここで言う福祉というのは、障害者福祉とか、児童福祉とか、ごく一部の福祉ではないと思うんですね。つまり地方自治、市役所というのは、福祉全般、言い方を変えるなら、やることは全部福祉だと、道路であれ。という意味だと思いますが、福祉部創設の意図についてお聞きしたいと思います。お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 福祉部の創設につきましても、市民部の方が今、規模的には、市長の方からもお話がありましたが、大きい規模になっておることと、また後期高齢者、また特定疾患が今度国保の方で保険者としてやらなくてはならないので、そういうことも踏まえましてということと、あと、福祉部というのはやっぱり大事なまちの機関の一つですので、福祉、環境、教育というのは大事なことから、あえて福祉部をつくりまして、福祉に力を入れたということと福祉部を創設させていただきました。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 今までの御答弁によりますと、市民部がふえたから、単に福祉部をつくらざるを得なかったみたいな説明ですが、実は児童高齢課がここに来るわけで、この中には学童が入るわけですね、学童保育も。この説明が一切ございません、今まで。高齢者のことだけ

で。つまり、やっぱり福祉部を創設したということの積極的な意味ですね。市民部が膨れたから、もう一つ分けただけではなくて、福祉部をつくったということは、市民の人は、単に市民部の仕事がふえましたので作りましたというふうには受け取らないはずです。さっきのまちづくり課の名前、ネーミングと一緒に、福祉部をつくったというイメージはしっかりと瑞穂市役所にできます。そういうような意図があると受け取るわけですから、もう少し、福祉部を創設したということで、他市町並みに福祉をするというのがマニフェストにもあるわけですから、そういう御認識を執行部はきちんと打ち出していきたいと思います。

それで、3点目ですが、市長公室に男女共同参画に関する事項というのも持ってきました。今まで総務課だったと思います。県のインターネットで発表している県下の男女共同参画に関する施策を見ますと、瑞穂市はゼロに近いです。条例、企画、相談室、いろいろ全くゼロに近い状態ですが、ここの市長公室にわざわざ持って来たという積極的な意図はないのでしょうか。今までのように、単にはみ出したからここへ持って来たという意味ではないと期待していますが、御答弁をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） これにつきましては、マニフェストにもあるように、マニフェストの関係の実行プログラムの関係は企画財政で行いたいと思っておりますので、まだ、今、熊谷議員指摘されたように進んでおりませんので、ここでしっかりと企画財政、いわゆる総合計画もありますし、マニフェスト実行プログラムもこちらの方でやりますので、それであわせてやるためにここへあえて入れさせていただきました。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） 議席番号3番、翔の会、浅野でございます。

今の73号議案の中で一番気になっておりますのは、資料73の別表を見ていただきますと、一番の問題点は、現行の中になかった予算及び財政事務に関する事項というのが新たに9番に入っております。ここが重要なポイントであると思います。ということは、これを市長公室に持っていきますと、悪い言い方をしますと、お金の出し入れがここで全部審議されちゃうということで、これはやはり別のところで今まではしていたわけですので、総務の方でやっていたと思うんですが、やはりこの1項目については、多少問題があるのではないかなあというふうに思いますが、市長、御答弁をよろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 浅野議員さん御質問の財政の関係ですが、これも、先ほどの企画財政課に持っていきましてのは、今言いましたように、総合計画の実施計画もありますし、

マニフェストの実行プログラムもありますし、それらを行うのに、絶対財政が条件になってきますので、その中で、今まで財政課という一つの課がありましたけど、その財政課で今後の事業を推進するための財政計画も含まれてきますから、あえてこちらへ持ってきました。そんなふうでお願いします。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 議席番号2番、翔の会、若園五朗です。

今回の組織改革の中で、市長に対して質疑を行います。

今回、2階に一部市民部、税務課の組織がえということですが、本来ワンフロアで部長が指揮管理するのが本意でございますが、その点、組織がえで総務課のくろに税務課があることについての考えはどうか。

そして、今回、2階に市民相談室というのが設けられております。そういうのを含めて、今回どのような組織がえの中の相談室の予算及び現行と新しく改正する人事配置の人数ですね。その点を具体的に御説明をお願いしたいと思います。

細かいことにつきましては自席の方から質疑させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） まず第1点の税務課の件ですが、税務課の件につきましては、まだ、今回の組織改革でフロアの変更というのは、環境課だけを考えております。あと健康推進課が今の環境部へ来るぐらいの考えでおります。というのは、来年4月から穂積分署があきます。今あいています給食センターの関係もあります。それらをもう一回踏まえて、その配置については、もう一回十分部長会なりで検討すべきではないかという考え方で、今回に限り、税務課は総務課の横に置いてあります。将来的な考え方と言われますと、当然市民部ですから、あそこは納税証明とか、いろんな相談もありますし、今、みずほ公共サービスにそれぞれアウトソーシングをかけております。その中で、証明事務を一括でできないかという将来計画もまだありますので、これから市長の在任中にそういうことも計画しながら、市民に親しまれる市役所をつくりたいと思っております。

あと、定員につきましては、定員は、申しわけないですけど今の人数201人の中で調整しなくてはなりませんので、今ある職員の事務分掌の中で異動させていただくということです。

あと、市民相談室の予算ですが、これはちょっと意味がわからないんですが、予算というのは。窓口の受付のことですか。

〔発言する者あり〕

市長公室長（広瀬幸四郎君） そういう意味ね。はい、わかりました。

今後の定員管理の問題だと思いますが、それにつきましては、職員、ことし3名、来年10名ぐらいやめますので、それぞれ補充はどうするかということは、今後、全体にたくさんふやしていかなくてはいけませんので、課ができた、部ができたからといって人をふやすことはできないもので、組織の中で、いかに今の課の配置をまとめていくか。今、2庁体制になっておりますので、それらも本当にいいのかどうかということも将来的には考えていかないといけないとは思っております。これから、先ほど言いましたように、市役所としては、本当に効率のいい、経費のかからない市役所を目指すために今後検討する必要があると思っておりますので、よろしく御指導の方をお願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 公室長からいろいろと、全体的な消防本部の位置の変わることとか、あるいは商工会の話が出ていましたので、市長に確認しておきたいんですけども、今回、後期高齢者に伴う組織がえの一部だけということ聞いていますけれども、この任期中に、消防署を今回新たに移転する、あるいは給食センターができることに伴い、いろんな内容を含めて、いろいろと本庁舎の建物の中があいてきます。今回の費用対効果の中で、むだな経費を支出し、ただ市民にアピールするだけじゃないか。そこら辺、この4年間のうちに、今回の組織がえの中のどの部分をどうするか。今、公室長が答えたんですけども、具体的に、例えば穂積分署、あるいは商工会等があいた場合、瑞穂市としての組織改革を含めて、部の配置がえ、そこら辺をどう考えているか、全体構想をお答えください。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、機構改革の御議論をいただいております。いずれにしても、4月1日からいよいよ瑞穂消防署ができるわけで、事務は岐阜市消防に委託するわけでございます。そういうことにおきまして消防署もあいてまいります。そういったことも踏まえまして、ここの機構改革しましたレイアウト、最もいい形で市民のためにサービスできるようなレイアウトを、しっかりと皆さん方にも御相談を申し上げながら、最もいい形になるように進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 市長公室長にお伺いしたいんですが、全体計画をもう一回見直すという市長公室長の回答があったんですけども、具体的にいろいろと市民の見やすい、わかりやすいサービスを含めるということですけども、実際、今回の予算ですね、備品とか、いろいろ購入される中で、どのような予算の使い方をされるのか、それを確認したいと思います。

先ほど市長が、今後議会と、あるいは市民と協議しながらしていくということを言われましたが、6月議会、あるいは9月定例会におきまして、一般質問をいろいろと前向きに検討する、あるいはこれから前向きに考えるということを言われておるにもかかわらず、市長が就任されて、議会が主催の協議会は開催していますけれども、市長の方から今回の総務委員会等は協議会をされていると思うんですが、もっともっと議場の中の答弁じゃなく、実際に行動できちっと議会の方に協議会をいろいろとかけてほしいと思います。半年たったが、それなりの答弁を議会ですておるわけでございますので、また一般質問が入ってくると思いますけれども、事務所の中で詰めることだけじゃなくて、具体的に予算を執行する中で、ある程度の幾ら軽微なことでも、しっかり議会と協議しながら、あるいはもっと市民にわかりやすいようにしてほしいと。2階の市民窓口も、2階も3階も入るようなことでは、本当に議会も、市民から見た場合、執行部に対しての対応のまずさが見ええると思います。そういうことを含めて、今回の予算執行においても、当初予算には、そんな市民窓口で予算を組んでいなかったです。そういうことも含めて、やはり結果が出てくるわけでございますので、わかりやすい議会との協議会を開いてもらって、一つ一つ答弁したことについては、これはできる、できない、議会と検討する、市長はできないというようなことで、具体的にやっていかないと、やっぱり二元代表制のことは踏まえていないと私は考えております。

その中で、今度、巢南の方に環境課が持っていかれることによりまして、ごみも犬もあちらの方でやられるということですが、本来、市民の皆さんのわかりやすいのは、市民部はむしろ、ごみと犬関係はこっちに置くべきじゃないかと私は考えておりますが、市長の考え方をお伺いします。お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

今、若園議員の方から、いろいろ言っておるけどという。私、6月、9月の議会を通じまして、政策的にこういうことをやったらと。あかん、あかんという話だけです。政策的に何もないわけですね。私は幾らでも聞いて、いいことはどんどん取り上げていきたいんです。政策的にこうすべきやということをはっきり言っていただければ、私は議会の意見をどんどん取り上げてしていきたいと思っております。ところが、あかん、あかんという話ばかりですから。どんどんいい意見、政策でございましたら、私は聞いていく、それを持っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。以上であります。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 予算の関係ですが、予算は、市民の方に、課がかわることのお知らせのチラシと、あと電話とか、そういうことで、新たな補正予算を組むほどの大規模なことは考えておりませんので、今ある現予算の中でおさめていきたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 巢南の環境課の中のごみと犬の件の組織の件、回答をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 環境につきましては、先ほども言いましたように、これからのまちづくりに環境、福祉、教育というのは大事なことです。環境といっても、今までだと水環境だけですが、実際水環境だけじゃなくて、本来環境というといろんなものがありますので、あえて一般廃棄物という観念の中で、ごみも環境課ということで作らせていただきたいということです。ごみも、川の中へほかれれば水が汚くなる、そういう考え方もして、大きな考え方で、環境というものの中で下水も含めまして全部考えて、今後進めていきたいと、そのような考え方で、あえて環境部をいざけました。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 今回の組織改革においては、非常にソフトというか、本当に事務的なことの整理ということで、一部つけがえということを確認したんですが、最終的に本部が出た場合、全体的な1階、2階、いろいろと再度もう一回変わると思うんですけども、もう一つ、組織改革の中で、幼保一元化等を含めて、いろいろと今後大きな課題があると思うんですね。大きい組織がえなり、部屋のレイアウトも最終的にもう一回変わるという可能性が十分あるわけですね。再度、市長から確認したいんですけども、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 組織改革は、今回しましたら、当分の間続くわけではありますが、レイアウトにつきましては、しっかりと十分な住民サービスができるように、以前、堀議員からもいろいろ出て、いろんなことを踏まえまして、レイアウトをしっかりとさせていただきたいなと。そのことだけは申し上げておきたい。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） これで最後になりますけれども、一般質問との絡みについてはまた別の機会でお伺いすることとしまして、今回、市長が就任されてから、2階のフロア、細かい話ですけれども、ある程度自分が決めたなら、もう変えない方向で、例えば議員、市民に言われて、次々とレイアウトを変えてみたり、職員をいじくるということはやっぱりおかしいことだと思いますので、幾ら試案、試案といっても、幾つの試案になるかわかりません、それは。ですから、はっきり今回はこういう目的でこうするんや。その予算は雇用賃金なり払うというように、やっぱり一回決めたら変えんように、何回でも何回でも、一回言ったら、また変えられて、ま



た一回言ったら、変えられて、そういうことは非常に市民も議会もしっかり連携しておるようには見えませんので、今後の予算執行及び市長という肩書の中で、自分が決めたなら、もう変えないという方向でお願いしたいと思いますが、今後ああいうふうに試行錯誤で何回でも変えられる計画があるかどうか、市長に再度確認しておきます。もう一回言いますが、一回決めたら、何回でもこころこころ変えないように。こういう組織でやるという、窓口の細かい話ですけれども、自分が決めたなら、議会で議員から言われたり、市民から言われたりして、2階のフロアです。細かい話ですけど、変えないように。自分がこころこころと思ったら、もう変えない方向で議会を説得することをしないと。こころこころ変えないように。今後、最高執権者、かつ予算の範囲内で執行することについては、執行部がふらふらしますので、そこら辺よろしくお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） それじゃあ、一つだけお聞きしたいと思いますが、先ほどから若園五朗議員が、前、職員であったということで、前、町長だったから、いろんなことを今言われて、やはりそういう物の考え方をされている市長であったということも私もいろいろな面で職員からも聞いて、いろんなことを知っておるわけですが、特に自治会に関する事項を市長公室に持っていかれたというのは、職員で決められた機構改革ということだけれども、この部分は市長のお考えでやられたかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。あとはまた自席でお聞きしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 自治会を公室にいざけた理由ですが、これは、先ほど言いましたように、8月から部長会議で、部長、また各戻られまして、それぞれ意見をいただいたやつを部長会議で協議して決めました。それだけ一言言わせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

自治会を市長公室に持っていったのは、だれが持っていったのかという御質問、今、公室長がお答えしました。まさにこの機構改革、私、何遍か言っておりますけれども、実質、やっぱり事業をやっていく、そしてから事務をやっていくのは職員なんですね。だから、あんたの方が最もいい形で、今までの5年間を振り返ってできる、それを話し合っ決めてくれということで進めてきたんです、はっきり申し上げて。けれども、最後の責任はもちろん私が持つんです。けれども、職員がやる気で、自分たちで考えて、やらせなかったら、私がこれだけではだめなんです。私はマニフェストでも職員の意見を聞きました。やはり職員が最もやりやすい形で、

自分たちが決めてきたんですね。末端の職員からも聞きながら、課長会議をやり、そして部長会議にかけてやっておるんですね。自治会なんか、特に自治会長が一番中心ですから、この4年何ヵ月の実情を見て、まさに私の考えておることと同じということによってこういうふうになったわけでありまして。最後の責任は私が持ちますけれども、はっきり言って、職員がやる気で、職員がそういう気持ちを起こさんことにはだめです。私、起こさせようと思って、職員がいろんな政策についての意見が言えるように、私、させるためにしておるわけで、その点を御理解いただきたい。これからはトップダウンではだめなんです。やはり下からのボトムアップということもひとつお考えをいただきたい。これからはそういう時代だと思っておりますので、そういう意味で機構改革も進めておりますので、よろしく御理解をいただきますようお願いをして、答弁にかえさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） ありがとうございます。トップダウンでいいんですけども、トップダウンで、職員の中でいろんなことで協議されて、いろんな政策を決めていくということはいいいんです。いいんですけども、前、町長をやられておられたときには、皆さんで決めても、後で自分で走って、事を運んで、後で職員が困り果てるということをよくお聞きしておるんで、先に、政策的にないことをしゃべってしまって、職員が困り果てて、そんなことじゃないんだよ。みんなに言われたから、弱った。やらんならんでというようなことになってくるような姿が、言葉をうまくお話しされる市長でございますので、皆さん、本当に言葉巧みにしゃべられる市長ということを知っておるので、そういうところがあれば、ちょっと反省をしていただきたいなと、こう思っておりますが、特に自治会との関係ですからね。自治会の要望が皆さんから出されますね。金の問題があるんですね。金出してくれ、金出してくれという、特に要望があると思うんですね。ここ出せ、ここやれ、あれやれと。それを、直属の市長公室でやられるということはどうかと私は心配しているんですね。そして、皆さん方、職員でいろんな政策審議をしておきながら、そういう要望にこたえられないことが多いのではなからうかと思うんですよ。それを市長の言葉一つでやれということになってきますと、職員の政策の中では違ってしまふ。そういうことが多々出てくるのではなからうかと思うんです。そういうことを私は一番心配しているんです。

先ほど、西岡議員が言われましたように、それをやる前に、やっぱりパブリックコメントの担保をどうする。人の意見を聞くには、市としてはどのような考え方を、その言われた意見を担保として、どういう審議をして決めていくかということがやっぱり公の場やと思うんです。そういうことが公務だと思うんですね。ただ、皆さんの意見を聞いて、要望を聞いて、やれやれやれ。それがサービスやと。こう言われて、やられるなら、それは間違いだと思うんです。

公としては大変なことになるんで、家族じゃないんですから、やっぱりそういう把握の仕方、ただ政策といいながら、要望を聞いていけばサービスだと、こういう間違いが起こらないように、ひとつお願いしたいと思いますが、その辺のパブリックコメント、市民の皆さんの声をどう抑えて、政策を練っていくかということが一番難しい。そういうことを真剣に取り組んでいける堀市長であればいいと思っておりますが、その辺のところはしっかり考えていらっしゃるかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、御質問の中で、過去にころころ変えたとか何とか、これ、巢南町長時代のことを言っておられるんですか。全く違いますよ。信念を持って政策に基づいてやってきました。職員と本当にいい関係で、しっかり取り組んでくれまして、事業をいろいろ進めてきたんです。だれがそんなことを言っておる、ありましたら。職員でも、本当の話がそういういい関係。かえって、合併したら、逆に何も言えんようになった。私の場合は職員に意見が言えたんです。こうした方がいい。それだったのに、だれがそんなことを言って、こんな本会議のところで棚瀬議員が質問された。私にとりましては、本当に余りにも不愉快でございます。だれが言っておったんか知りませんが、いずれにしましても、いろいろ後段の部分の御指摘の点につきましては、十分踏まえまして取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いして、答弁とします。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 堀市長、やっぱり自分というのはなかなかわからないもので、自分のことはわからないのが人間でありますから、それは堀市長、だれが言ったとか、そういうことじゃなしに、そういう声が聞こえてくるということは、多少の問題があるという解釈で、やっぱりトップの市長でございますから、人をたたくんじゃなくて、前の市長でも、たたいてたたいてたたきまくった姿があるんですから、たたかないように、そういうものを担保にして、すばらしい市長になってもらいたい。そういう大物になっていただける市長を期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 12番 松野です。

この組織改革について、教育委員会については何もやっていないということであるというふうに思います。後期高齢者、あるいは特定健診、そういった福祉関係、市民関係のことが重要だということで、教育の方は見直しをしないというふうに私は解釈するんですか、教育委員会

は、学校教育課、あるいは教育総務ですか、それから生涯学習課、この三つがあるんですが、教育委員会の目的としては、私は学校教育課、あるいは教育総務、これだけだと思うんですね。生涯学習については、この世に生まれてきて、亡くなる。これが生涯の学習だと。これには、健康増進、あるいは教育、ボランティア、いろんなことがあると思うんですが、教育委員会に置いておくのは僕はまずいんじゃないかと。市民部とか、福祉部とか、そういったところへの検討はされたのかということがまず1点。

それから、さきの9月議会で堀議員から質問されて、エレベーターという話があったんですね。要は瑞穂市は2階で事務をやっていると。この際、1階、あるいは、例えば消防署が出来ますので、そういった部屋もあります。1階でできない理由。僕が思うに、市民センターでも総合センターでも1階で事務をやっていますね。できるような方向でやってほしい。それは、今後、高齢者が増加する中で2階まで行く不便さがある。ですから、1階で高齢者相手の部をつくってやってほしいということと、それから、今のIT時代といいますか、情報化社会の中で、穂積と巢南に分かれています。業務が全く違います。例えば、私が土木関係の相談に行こうと思うと、巢南まで行かんらんですね。若い人は、車を運転するとか、いろいろいいと思うんですが、高齢者がわざわざ巢南まで行かんらんですね。行くまでの交通手段というのが大変だと思います。コミュニティバスを使うといったって、右回り、左回りありますけれども、私が思うには、直通のバスがあっても本当に市民サービスだというふうに思うとともに、もう一つは、今、情報化社会と言いましたので、こちらの市民窓口課で土木の方の顔を見ながらお話をし、問題解決できるということが、その場で僕はできると思うんですね。顔を見ながら、テレビで。そういったことをお考えなのかということをお尋ねします。以上です。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 順番はちょっと違うことになりましたけど、まず1階事務の関係ですが、これは、この前、9月議会でも堀議員さんからあったように、今、穂積庁舎の1階は電気室か何かありまして、なかなか難しいという判断ですが、それも、先ほど言いましたように、今の穂積分署の関係、給食センターの関係がありますので、今後それを踏まえて検討しなくてはならないということをお願いしたいと思います。

そして、戸籍事務は分庁ですが、窓口業務につきましては、戸籍事務は今、穂積庁舎と巢南庁舎がありますが、巢南庁舎においては、穂積庁舎にある市民部関係の事務はあちらで受け付けできると。また、穂積庁舎においては、市民保険課の方の中で、水道の関係、土木の関係で、一般市民が申請する分につきましてはこちらでも受け付けできるような状況で、合併以降事務を進めております。今後一本化するということは、松野議員言われましたように今後の検討課題だとは思っております。

事務の分庁も同じような考え方で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと

思います。

あと、教育委員会ですが、教育委員会につきましては、案は出ましたんですが、文化課とか、そういうふうに分けたらどうかということで。今回の部長会の中では、教育委員会は現状のままで進めていこうということで一応結論が出ましたので、その点御理解をお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 庁舎の見直し等も今後いろいろ検討されると思いますが、あと1点、商工会がこの庁舎の中に入っているということで、私としてはちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思うんですが、今回の組織整備をやったときに、どこかへ出ていくというような格好にすれば、電気設備ばかりじゃないんですよ。そういう部屋がありますので、福祉関係をそういった部屋でやっていただいてもいいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 商工会の関係につきましても、いろんな意見等々がありますので、これら全体を踏まえまして、分署の関係、給食センターの関係の中で検討していくべきだと思いますので、今回はこのような回答でお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして、暫時休憩をとります。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時23分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第74号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第6、議案第74号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第75号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第7、議案第75号瑞穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第76号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第8、議案第76号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第77号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第9、議案第77号瑞穂市障害者生活訓練場条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第78号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第10、議案第78号瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 議席番号2番、翔の会、若園五朗です。

議案第78号、市営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑をさせていただきます。

この一部改正の中の第38条第1項のところでございますけれども、入居者、または同居者が暴力団員等と判明したという入居の基準が書いてございます。その中で規則をもうちょっと見てみたんですけれども、入居の基準がまだちょっと「等」の解釈について私は理解できませんが、その中で、反社会的組織、またはその組織構成員の排除という項目を修整したらどうかというような考えを持っております。そして、住宅条例の中の規則を見ても出てこないんですけども、例えば借りた方の迷惑、騒音、あるいは動物の飼育等についても、入居の基準の宣誓なり、内容が条例に入っていないので、そこら辺、具体的になぜ入っていないのか、そこら辺の問題点が、入居の暴力団だけじゃなくて、「等」だけの解釈じゃなくて、わかりやすく明文化した方がいいと思いますが、市長の答弁をお願いします。関連質問は自席でやらせてもらいます。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 38条第1項のことで、いわゆる暴力団員等ということで加えさせていただくということでございます。暴力団員だけでなしに、いわゆる団体等、いろんなことがございますけれども、私どももそれも考えているわけでございますけれども、やはり憲法で保障されています信仰の自由とか、職業の自由、選択の自由がございまして、そこら辺のところも加味しまして、一応「暴力団等」ということにさせていただいたのが現状でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 市営住宅でございますので、幅広く市民の方に入ってもらうことが条件でございますので、入られたことによりまして、非常に不安定な気持ち、あるいは公営の施設でございますので、隣に御迷惑のかかるような、例えば動物の飼育とか、あるいは反社会的な行為をされる方については必ず拒むものとするというようなことも含めて、今回提出されていないので、またその議案につきましては、十分常任委員会、あるいは委員会で案につきまして、十分検討させていただきます。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第79号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第11、議案第79号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 8番 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 議席番号8番、改革の熊谷祐子です。

私は、一般会計の補正予算説明書の9ページ、民生費、児童福祉費の子育て支援拠点整備費について質疑をさせていただきます。

この増加補正額が3,500万円とありまして、この金額は、現別府保育園舎を一部残すと。この建物についての増額補正と伺いました。それで、きょう、これに対して質問を出しておきましたら、返事が皆様のところにも届いていると思いますが、全体の額が1億2,000万円。これの内訳は、取り壊し、造成、建物改修です。1億2,000万円をかけまして、どういう内容にするかというまとめが来ておりますが、これが、読みますと混乱のきわみでございますが、書いてあるのは、子育て拠点、旧別府保育所既存建物、広場の利用についての意見という、この紙でございますが、これは、今、考えられる使用方法を全部羅列したものなのか、それとも、少し精査して、方向を打ち出しているものなのか、どちらでございましょうか。読むと、これはこのとおりやることはもちろんないと思うんですが、非常に矛盾した使用方法になっておりますが、まず初めにこの点。この紙は皆さんのところに届いていないんですかね。届いていません。

〔発言する者あり〕

8番（熊谷祐子君） そうですか。いや、これは私が個人的に課に行って質問したら、この資料は出せるかどうかわかりませんという回答のままだったのが、きょう、ポストに入っていたものです。じゃあ、読み上げます。

子育て拠点（旧別府保育所既存建物、広場）の利用についての意見。別府保育所の一部という位置づけとし、別府保育所にて管理を行う。基本的には子育ての拠点としての機能を持つが、地域住民等との交流の場としても利用。これが最初の2行です。

次に下に、広場についてと建物についてというのがあります。

まず広場についてです。通常は広場として一般開放する（保育所における園庭開放の位置づけ）。二つ目、保育所は運動会や好天時の園児の遊び場などに使用。三つ目、プロムナードロードの休憩所的な利用。3点、広場について書いてあります。

建物について、全部で幾つでしょう。10項目ぐらい、数字なしで書いてあるんですが、一つ目、通常は施錠し、利用するごとにかぎを貸し出す方式、または子育て相談員や事務員の常駐



を行い、子育てサポートセンター的機能の検討。二つ目、多目的ホールは雨天時等の園児の遊び場などに使用。三つ目、地域住民にも利用できることとする（総会などの臨時的な利用）。四つ目、園児と地域住民との交流を行う場としての利用。五つ目、貸し館等を行わない（私的及び営利目的利用等は制限し、無料とする）。6番目、多目的室や多目的ホールについては、地域住民や母親クラブ、各種子育てサークルへの使用や展示、ギャラリーとして利用。7番目、キッチンルームについては、子育て支援等の食育や料理教室などに利用。8番目、多目的室の一部に図書コーナーを設け、親と子及び地域の方が楽しめ、また各種情報を得る場とする。9番目、児童館的な使用方法も。10番目、児童室的なプレールームとしての利用。11、放課後児童クラブへの展開。

すみません。これ書類を見ていてもわけがわからないのに、書類がなかったら到底わからないと思いますが、もし必要であれば、休憩して、全員に配っていただいた方がよろしいかと思いますが、このまま質疑を続けてもよろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

8番（熊谷祐子君） この内容について質疑をしたいわけですから、今、ないというふうに言われましたので説明申し上げましたが、必要ないのでしたら説明することはありませんでした。

この内容につきまして、繰り返しますが、これは今現在考えられる利用方法のすべてを羅列したものなのか、それとも、市が考えているある方向を精査して出されたものなのかを、まず1点お聞きいたします。以下、自席でお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 今読み上げられましたけれども、私ども、あそこを改修するには、どうして使っていったらいいかということも考えまして、できるだけ多目的に使えるような格好でどうだということ、こんなことが考えられるということで、設計といいますが、対象の使い道をどうするか、どうして直していったらいいかというようなことで上げてみたのがこちらでございますので、それを担当の方は出したと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 8番 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 御答弁によりますと、多目的に利用するためにというお答えでございました。今回、さらに3,500万円の増額補正になっておりますが、それでは、ここに書かれたこと、多目的にということたくさん羅列してありますが、まず最初に書かれた広場について4項目書いてありますが、通常は……。

〔発言する者あり〕

議長（藤橋礼治君） それでは、議事の都合によりまして、暫時休憩をとります。

休憩 午前11時40分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 8番 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 増額補正は3,500万ですが、全部で1億2,000万円の予算がつくわけです。この議案につきましては、あす以降、委員会に付託されるわけですので、私は総括的な質疑として行っております。続けます。

まず広場についてだけで4項目、括弧書きも入れますと4項目書いてありますが、通常は広場として一般開放すると書いてあって、保育所における園庭開放の位置づけと書いてあって、保育所は運動会や好天時の園児の遊び場などに使用と書いてあって、プロムナードロードの休憩所的な利用というふうに書いてあるわけですが、つまりお天気がいいと仮定しまして、園児も使うし、プロムナードの休憩所、一般市民も入り、それから一般開放ですね。園児ではない親子とか、この三者が入ってもよしとするわけですか。まず1点、お答えください。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 先ほど申し上げましたとおり、私どもはやっぱり建築するに当たっては、いわゆる多目的にできるだけ使えた方がいいんじゃないかということで、このようなコンセプトといいますか、いろんなことをピックアップして出していつているわけでございます。実際の運用としまして、必ずこのようにやるかといいますと、このようにできないということが出てきます。それで、メーンはやっぱり保育所となりますので、保育所との協議等でもって、後々どうしていくか、使っていくかということが問題になってくるわけでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） つまり、このとおりにはできないということですね。今度の新別府保育所は、もう既に市民の関係者の皆様から、何という狭い園庭かという声が出ております。これの設計予算をつくるときもこの議場で私は反対もいたしました。あの狭さで、園児というのは非常に走り回るわけですから、衝突事故は十分今から考えられます。そうすると、現別府保育園の園庭、広場というのは、通常保育所が使わせてほしいというふうに先生たちからきっと要望が出るとお思いますので、そうしますと、あとの残りの二つですね。一般開放及びプロムナードロードの休憩所的な一般市民の利用というのは、事実上はできるのかできないのか、非常に危ぶまれますので、広さの点と、新別府保育所の園庭の狭さ、プラス危険度ですね。普通は保育園、幼稚園、小学校というのは一般市民を入れませんので、園児がいる間は。学校も。その観点から、保育所がもし毎日使うのであれば、あとの二つというのは当然使えないこととなりますので、きちんと精査していただきたいとお思います。これが1点、広場についてです。

次に、建物についてですね。これがまた非常に矛盾してしまっていて、一回読んだだけではよくわかりませんでした。まずその一つ目ですが、貸し館をするのかしないのか。建物についての幾つ目でしょうね、数字も書いてないのでわかりにくんですが、五つ目ですね。貸し館等は行わないと書いてあります。次の項目に、多目的室や多目的ホールについては、地域住民や母親クラブ、各種子育てサークルへの使用や展示、ギャラリーとして利用と書いてありますので、これは無料で貸し館をするという意味なのか、どっちになるわけですか。地域住民、母親クラブ、子育てサークルが借りれるわけですよね、これを読むと。だけど、貸し館は行わないと書いてありまして、どっちを考えてお見えなんでしょうか。

つまり、非常に利用希望が多いわけです。児童館もないし、一つもないし、学童のための建物も一つも建ててないわけですから、瑞穂市は。あそこを使わせてほしいという希望はもうつかんでみえると思いますが、どちらになるわけですか、貸し館については。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 貸し館は行わないという解釈でございますけれども、一般に言います公民館、それから総合センターで行われていますような、ああいう一般的な貸し館は行わないということで、いわゆる子育て支援関係に関するものについては、クラブとかいろいろあります。教室を開くとかあります。そんなところには貸すということになります。通常の貸し館は行わないという考えでおるわけでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 子育てサークルから貸し館してほしいというふうに要望がありましたので、貸し館というのはそういう意味も含んでいるものと解釈しましたので、はい、今の御説明でわかりました。

このまま市民に説明しますと、今の私のように誤解があると思いますので、きちんと決まった時点では、言葉を選んで説明してもらいたいと思います。

次に、1億2,000万かけるこの建物でございますが、雨の日の多目的ホール、多目的室をどのように使うか。これを読んでいきますと、雨の日は園児の遊び場であるというふうに書いてありますが、同時に、今言いましたように、地域住民、母親クラブ、子育てサークルにも貸すというふうに書いてあるわけですから、あらかじめ予約をしますよね、全部。その日に雨が降った場合は園児と重なりますよね。非常に混乱すると思うんですが、どのようにお考えなんでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） それは実際の運営上でありまして、私、先ほど申し上げましたのは、この改築をするのに、どのような考えで持っていったらいいかということをお知らせしたい

ます。ですから、こんなこともできたら使っていければいいなということを全部羅列してございます。ですから、実際にこのように全部使っていくということは到底不可能かと思えます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 1億2,000万円使うんですから、「運営上」という言葉を使われましたが、実際の運営上、きちんと想定して、何に使うか、幾ら使うかということが出てくるわけですから、後から、実際の運営上困るような決め方ですね。現場が困るわけですから、保育園も親も。実際の運営上をきちんと想定して、使い方を決めていただきたいと思えます。

それから、全般的なことを申しますが、次世代育成支援行動計画協議会は年に1回しか開かれませんが、11月末に開かれました。ここで要望が出ていまして、つまり先ほど少し申し上げましたけど、児童館的なものがない。児童室が満杯である。それから、元保育園長の方からも、乳幼児を育てるには、これは2歳以上というふうにはっきり言われましたが、2歳以上の子を育てるには、室内遊びと同時に、外遊びができる、させられる日常的に使える場が一つも瑞穂市にはないという指摘がありました。つかんでいらっしゃると思えますけど、で、まずここがそのようにしてほしいという要望が出ております。岐阜県で一番平均年齢が若くて、子育て人口が多いまちですから、このように羅列した資料が出るような、まだ段階というふうに受けとめました。今後、瑞穂市のおくれにおくれている子育て支援のために、この1億2,000万かける建物、例えば午前、午後、夜間というふうに分けるとか、そして最初に書いてありますが、ふだん施設するようなことなく、日常的に常駐する保育士なども置いて、さらに資料の一番下にありますが、放課後児童クラブにとりあえずは使うことも検討し、青木部長が言われましたように、本当に多目的に、貴重な建物ですので、実際の運営上困らないように、多目的に使えるようにぜひ御検討をお願いします。以上です。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第80号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第12、議案第80号平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第81号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第13、議案第81号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第82号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第14、議案第82号平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして、暫時休憩をとります。午後は1時30分から再開しますので、そのように休憩をとってください。ありがとうございます。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時37分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第83号から日程第20 議案第88号までについて（提案説明・質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第15、議案第83号瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第20、議案第88号平成19年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 本日、追加議案といたしまして御審議をお願いいたします議案6件につ

いて、順次その概要を御説明申し上げます。

まず、議案第83号でございます。瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第84号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院の勧告に伴いまして、国家公務員一般職職員の給与に関する法律が改正され、これを受けて、市議会議員及び市常勤特別職職員に係る期末手当の支給率を平成20年度から年間支給率を4.50月分とする改正を行うことにつき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第85号でございます。瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことによる瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、若年層を対象とした給料表の引き上げ、扶養手当及び勤勉手当支給率の増、並びにさきの議会において条例改正を行いました育児短時間勤務職員の給与の支給に関する規定を加え、また消防職員等を対象とする地域手当の支給に関する規定を加えるための条例の改正を行うものでございます。施行日及び適用日につきましては、職員給与改定に関するものは平成19年4月1日適用、育児短時間勤務に関する改正部分は平成19年10月1日及び地域手当に関する改正規定につきましては平成20年4月1日から施行するものであり、これらの市条例の改正を行うことにつき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第86号でございます。平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳出予算の補正の款項並びに当該区分ごとの金額を組み替えるものでございます。

今回の補正は、さきに御案内いたしましたとおり、給与等人件費に係る経費、並びに選挙長・選挙立会人等の非常勤特別職職員報酬等を対象とさせていただきます。

したがって、さきに提案し、御審議いただいております議案第79号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）との重複はないものでございます。

歳入歳出の内容では、歳入の補正はありません。

歳出が、人件費で8,600万円減額となりましたので、財政調整基金へ8,600万円積み立てて、相殺となるよう措置をいたしました。

続きまして、議案第87号でございます。平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、既定の予算額に歳入歳出それぞれ630万円を減額し、歳入歳出それぞれ1億9,270万1,000円とするものであります。

今回の補正は、一般管理費の人件費の組み替えにより減額補正したことによる一般会計繰入金を減額するものでございます。

続きまして、議案第88号でございます。平成19年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出において、人件費等251万2,000円を減額補正し、3億9,370万円

とするものでございます。

以上、議案6件でございます。十分な御審議をいただきまして、適切な御決定をいただきますようお願いをして、説明にかえさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

皆様方にお諮りをいたします。

勉強会が既に終わっていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） それでは、これより議案第83号瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第84号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第85号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第86号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第87号平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第88号平成19年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第70号から議案第88号までについて（委員会付託）

議長（藤橋礼治君） 議案第70号から議案第88号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

散会の宣告

議長（藤橋礼治君） 本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

散会 午後1時47分